

事務連絡
令和4年10月31日

各都道府県消防防災主管課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課
消防庁危険物保安室
消防庁特殊災害室

消防法令における各種手続に係る標準様式等の追加プリセットについて（情報提供）

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請等の導入については、令和4年度中の導入に向けて各消防本部における取組を推進いただいているところです。

今般、消防庁において、マイナポータル「ぴったりサービス」（以下「ぴったりサービス」という。）に、標準様式・申請フォーム（以下「標準様式等」という。）の追加プリセットを行いましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

記

1 追加プリセットされた手続について

以下の手続について、ぴったりサービスへの標準様式等のプリセットが完了し、令和4年10月29日より、消防本部において、当該標準様式等を活用した手続の登録が可能となったため、積極的に登録されたいこと。

- (1) 防火対象物点検報告特例認定申請
- (2) 管理権原者変更届出（防火管理）
- (3) 防災管理点検報告特例認定申請
- (4) 管理権原者変更届出（防災管理）
- (5) 危険物製造所貯蔵所取扱所完成検査申請
- (6) 移送取扱所完成検査申請

2 今後の追加プリセットの予定について

以下の手続について、令和5年1月初旬頃にぴったりサービスへの標準様式等の追加プリセットを予定していること。

- (1) 防火対象物使用開始届出
- (2) 火を使用する設備等の設置の届出（炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機）
- (3) 火を使用する設備等の設置の届出（急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備）
- (4) 消防訓練届出

3 その他

- (1) 令和3年度にぴったりサービスへのプリセットが完了した19手続（10様式）についても、標準様式等の改修を検討していること。
- (2) 危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野についても、ぴったりサービスへの標準様式等のプリセットを検討していること。

（問い合わせ先）

予防課

担当：米田、中嶋、上野、藤原、原口

TEL：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp

危険物保安室

担当：竹村、伊藤

TEL：03-5253-7524

MAIL：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

特殊災害室

担当：脇坂、高橋、前田

TEL：03-5253-7528

MAIL：tokusaishitsu@soumu.go.jp